

令和5年度福岡市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という）第33条の18の規定に基づく障がい福祉サービス等にかかる情報公表制度の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 実施期間、報告の期限等

1 基準日

令和5年4月1日

2 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

3 情報の公表を行う事業者

下表の指定障害福祉サービス等を提供している事業者、または新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

※ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者で、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児福法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により、災害その他福岡市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。

表

指定障害福祉サービス ※共生型障害福祉サービスを含む	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 共同生活援助 自立生活援助 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）
-------------------------------	--

	宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援
指定地域相談支援	地域移行支援 地域定着支援
指定計画相談支援	計画相談支援
指定通所支援 ※共生型通所支援を含む	児童発達支援 医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く） 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
指定障害児相談支援	障害児相談支援
指定入所支援 ※指定発達支援医療機関が行うものを除く	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設

4 報告の方法

(1) 事業者は、原則として、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）を通じて福岡市長へ報告する。

(2) 情報公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合は、下記担当課へ連絡の上、担当課から指示された様式により文書等による報告を行う。

① 指定障害福祉サービス事業所等を運営する事業者の報告先

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課

所在地 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

電話 092-711-4249 FAX 092-711-4818

② 指定障がい児支援事業所等を運営する事業者の報告先

福岡市こども未来局子育て支援部こども発達支援課

所在地 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

電話 092-711-4178 FAX 092-733-5883

③ 指定障がい福祉サービス事業所等及び指定障がい児支援事業所等をどちらも運営する事業者の報告先は、①②双方に報告すること。

5 報告の開始及び期限

(1) 令和5年4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

開始日：令和5年5月1日

期 限：令和5年7月31日

(2) 令和5年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

開始日：当該事業者指定を受けた日

(福岡市が情報公表システムに事業所登録した日)

(令和5年4月に指定を受け、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者は5月1日)

期 限：指定を受けた日から2か月以内（2か月以内が令和5年7月31日より前の場合は、同年7月31日）

6 報告の内容

(1) 報告が必須の情報

- ① 基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児福則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報(別紙(その他サービスの種類において必要な項目)を含む)及び別添2運営情報を報告する。
- ② 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報(別紙(その他サービスの種類において必要な項目)を含む)を報告する。

(2) 福岡市長が任意に設定した情報

令和5年度は設定しない。

7 情報の更新

報告は、年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスの修正又は変更があったときは、事業者は情報公表システムを通じて福岡市長へ報告する。

第3 調査の実施

福岡市は、公表を行うため必要と認める場合には、障害者総合支援法第76条の3第3項及び児福法第33条の18第3項の規定による調査を実施することとする。

第4 公表

1 福岡市が行う公表の方法

福岡市は、事業者から報告された情報を確認し、情報公表システムを通じて、インターネットによる公表を行う。

2 公表の時期

- (1) 令和5年4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
令和5年10月上旬
- (2) 令和5年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
報告後1か月以内（ただし、1か月以内が令和5年10月1日より前の場合は同年10月上旬）

3 事業者による公表

- (1) 事業所における掲示による公表
公表する障がい福祉サービス等情報については、障がい福祉サービス事業所等の見えやすい場所に掲示する等、利用者への情報提供に努める。
- (2) 重要事項説明書等への添付等による周知
重要事項説明書に、公表する障がい福祉サービス等情報を添付する、確認できるホームページを案内する等を行うよう努める。

第5 公表されている情報に係る苦情等対応窓口

公表されている情報に関して利用者等からの苦情等に対応する窓口は下記のとおりとする。
福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課

所在地 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話 092-711-4249 FAX 092-711-4818

担当:障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表に関すること。

福岡市こども未来局子育て支援部こども発達支援課

所在地 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話 092-711-4178 FAX 092-733-5883

担当:児福法に規定する指定障がい児支援等に係る情報公表に関すること。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。